

## 令和6年度第1回学長選考・監察会議会議録

日時 令和6年6月25日（火）16時00分～17時15分  
場所 滋賀大学本部管理棟中会議室  
出席者 井手委員、上本委員（議長）、木本委員、小出委員、  
久保委員、能登委員、深谷委員  
欠席者 市川委員  
陪席者 近藤監事、國安総務課副課長、上田総務課職員

### 議事に先立ち

総務課職員から、議長選出までの間の進行については、総務課長の代行として総務課職員が当たる旨の発言があり、了承された。

続いて、委員交代後の会議初開催に当たり、竹村学長から挨拶があり、その後退室した。

続いて、出席者の自己紹介が行われ、総務課職員による定足数に関する報告及び配付資料の確認があった。

### 議題

#### 1. 議長の選出（互選）について

総務課職員から、標記のことについて、別冊資料の「国立大学法人滋賀大学学長選考・監察会議規程第6条第1項」に基づき、選考会議委員の互選による議長の選出依頼があり、審議の結果、上本委員が選出され、議長就任の挨拶があった。

#### 2. 今期の学長選考・監察会議への申し送り事項等について

議長から、本会議が取り組む業務内容等について事務からの説明が依頼され、総務課職員から、別冊資料に基づき、国立大学法人法により、学長の任命、任期について、国立大学法人滋賀大学学長選考・監察会議規程により、当会議の任務について、国立大学法人滋賀大学学長選考規程により、現学長の任期、意向聴取等について説明があった。

続いて、議長から、今期の学長選考・監察会議への申し送り事項等について、事務からの説明が依頼され、総務課職員から、資料2-1及び2-2に基づき、前年度の学長選考・監察会議からの申し送り事項として、これまでと同様に意向聴取は実施するが、投票方法についてはインターネット投票によること、令和7年度の学長候補者選考に向けて、関連規程等の整備、立会演説会開催方法の見直し、学長選考運営委員会の体制の見直し等を進めていく必要があること等の説明があった。

#### 3. 今後のスケジュールについて

議長から、今後のスケジュールについて、事務からの説明が依頼され、総務課職員から、資料3に基づき、現学長の任期が令和7年度までの4年度間であることから、今年度中におおよその準備を終え、令和7年度に次期学長を選出するためのスケジュール（案）について説明があった。

#### 4. インターネット投票について

議長から、インターネット投票について、事務からの説明が依頼され、総務課職員から、資料4に基づき説明があった。

これまで使用してきた「インターネット投票」の呼称については、他大学を参考に、今後は「オンラインによる投票（オンライン投票）」との呼称に統一することが確認された。

続いて、本学におけるオンライン投票の予行演習として、近日中に準備を始め、投票資格者名簿の作成及びデータの登録、対象者への通知、投票の実施、投票集計結果の確認までを、なるべく実際の投票に近い内容で実施する予定であること等の説明があった。

なお、委員から、できるだけ多くの投票資格者からの投票を得る目的から、両キャンパスの教授会日程に配慮のうえ、投票期日を検討することが望ましいとの意見があった。

## 5. 規程等の改正等について

議長から、関連規程等の改正等について、事務からの説明が依頼され、総務課職員から、関係規程等の改正等について本日決定するというのではなく、改正等の内容の方向性についてご意見をいただき、次回以降の会議にて審議・決定願いたい旨の報告があった。

続いて、資料5-1及び5-3に基づき、教育研究評議会から選出される委員として、国立大学法人法の内容に合わせて、学長を除く評議員から選出される内容に変更すること、資料5-2及び5-4に基づき、意向聴取実施に当たり、オンライン投票による場合には、規定された内容にかかわらず学長選考・監察会議が別に定めるものとする等との説明があり、概ね、この内容により改正を進めることが確認された。

さらに、資料5-5に基づき、オンライン投票に係る実施要項案の説明があったが、委員より次のような意見があった。

- ・この内容には、アクセスログの確認や件数の整合性の確認等については書かれているが、確認した結果、不具合が発生していた際にどう対処するかが書かれていない。対処方法まで記述しておく必要がある。
- ・オンライン投票の業務は運営委員会が担当するが、責任者は議長であるため、議長から実行組織である運営委員会に委託する等、管理体制、責任体制を明確にしておかなければならない。
- ・この文章では分かりにくいので、担当表のようなものを作成した方がよい。
- ・投票の「匿名性を担保する」旨の内容を記述しておいた方がよい。
- ・リハーサルでは、トラブル発生時の予行演習も実施したほうがよい。

これらの意見を踏まえ、次回会議までに、事務局にて、本学の情報基盤担当者とも打合せのうえ、修正案を検討することとなった。

また、議長から、学長選考・監察会議規程第8条に「議決」に関する記述があるが、全ての議事について一律に投票によって議決する内容となっていることについて問題提起があった。

続いて、総務課職員から、参考資料に基づき、「学長候補者の選考」に当たっては独立した条文により取り決めている国立大学が多いこと、他の国立大学の学長候補者決定の採決に係る条文の内容等の説明があり、続いて、本学と学生数等の規模が近い大学の内容等の紹介があった。

これを受けて意見交換が行われ、次回の会議にて、引き続き検討することとなった。

## 6. その他

議長から第2回会議を令和6年9月24日（火）16時から開催する旨の説明があり、了承された。

### [配付資料]

資料1	国立大学法人滋賀大学学長選考・監察会議委員名簿
資料2-1	令和4年度第10回教育研究評議会資料
資料2-2	令和5年度第3回学長選考・監察会議会議録
資料3	令和6～7年度スケジュール（案）
資料4	インターネット投票について
資料5-1	国立大学法人滋賀大学学長選考・監察会議規程の一部改正（案）
資料5-2	国立大学法人滋賀大学学長選考規程の一部改正（案）
資料5-3	国立大学法人滋賀大学教育研究評議会規程
資料5-4	国立大学法人滋賀大学学長選考規程実施細則の一部改正（案）
資料5-5	学長選考に係るインターネット投票による意向聴取に関する実施要領（案）
参考資料	他の国立大学の学長選考・監察会議の「採決」について
参考資料	学長選考・監察会議別冊資料